

石川県公報

令和元年11月19日

第13258号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | | 正 誤 | |
|-------------------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------|
| ○自動車税種別割の税率の特例を適用する地区の指定 (税務課) 1 | ○一般国道の供用の開始 (同) 2 | ○一般国道の区域の変更 (道路整備課) 1 | ○県道の供用の開始 (同) 2 |
| ○一般国道の区域の変更 (同) 1 | ○道路の占用を制限する区域の指定 (同) 2 | ○県道の区域の変更 (同) 1 | ○令和元.9.30号外第32号中 3 |

告 示

石川県告示第242号

石川県税条例(昭和29年石川県条例第23号)第144条の6第2項の規定により、同条第1項各号の地区を次のとおり定め、令和元年10月1日から適用する。

なお、自動車税の税率の特例を適用する地区の指定(昭和52年石川県告示第200号)は、廃止する。

令和元年11月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 区 分 | 区 域 |
|--|------------------|
| 3号の地区(積雪によって自動車を運行の用に供することができない期間が二月以上三月に満たない地区) | 小松市の区域のうち旧新丸村の区域 |

石川県告示第243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和元年11月19日から同年12月3日まで縦覧に供する。

令和元年11月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | 関係図面の 縦覧場所 |
|------|---|-----|----------------------|---------------|
| | 変 更 の 区 間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) 延長(m) | |
| 249号 | 鳳珠郡能登町字藤波ヌ字44番地先から 鳳珠郡能登町字藤波ヌ字21番2地先まで | 旧 | 9.49 ~ 19.87 73.8 | |
| | | 新 | 9.58 ~ 33.18 73.8 | |

石川県告示第244号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和元年11月19日から同年12月3日まで縦覧に供する。

令和元年11月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道路の区域 | | | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|--|-----|---|-----------------------|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) 延長(m) | |
| 小松山中線 | 加賀市上野町エ45番10地先から 加賀市山代温泉四七乙16番1地先まで 及び 加賀市上野町エ45番10地先から 加賀市山代温泉四七乙16番1地先まで | 旧 | 7.00～16.06 96.0 | 大聖寺 土木事務所 維持管理課 |
| | | 新 | 7.00～16.06 及び 11.30～27.46 96.0 及び 82.7 | |

石川県告示第245号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和元年11月19日から同年12月3日まで縦覧に供する。

令和元年11月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|------|---|------------|-------------------------|
| 249号 | 鳳珠郡能登町字藤波ヌ字44番地先から 鳳珠郡能登町字藤波ヌ字21番2地先まで | 令和元年11月19日 | 奥能登土木 総合事務所 維持管理課 |

石川県告示第246号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和元年11月19日から同年12月3日まで縦覧に供する。

令和元年11月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|--|------------|-----------------------|
| 小松山中線 | 加賀市上野町エ45番10地先から 加賀市山代温泉四七乙13番1地先まで | 令和元年11月19日 | 大聖寺 土木事務所 維持管理課 |

石川県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和元年11月19日から同年12月3日まで縦覧に供する。

令和元年11月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|------|---|-----------------|
| 一般国道 | 249号 | 鳳珠郡能登町字藤波ヌ字44番地先から 鳳珠郡能登町字藤波ヌ字21番2地先まで | 奥能登土木総合事務所維持管理課 |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年11月19日

正 誤

令和元年9月30日発行の石川県公報号外第32号中、正誤次のとおり

| ページ | 件名 | 誤 | 正 |
|-----|----------------|-------------------|-------------------|
| 17 | 石川県税務取扱規程の一部改正 | 第83号の2様式を第83号の3様式 | 第83号様式の2を第83号様式の3 |

